

令和5年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名 内閣府令和3年経済対策世帯給付金等事業企画室
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」における子育て世帯等への支援に係る非課税措置	
要望内容 (概要)	<p>「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日）」において、新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上（※1）の世帯を除き、0歳から高校3年生までの子供たち（※2）に1人当たり10万円相当の給付を行うものである。令和4年2月の支給対象見直しに伴い、主に離婚家庭等を対象（※3）として「支援給付金」（10万円限度（※4））が新たに設けられたところ、その拡充分について非課税措置を講ずる。</p> <p>（※1）扶養親族等が児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合の目安。 （※2）平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童。 （※3）次のア又はイに掲げる者、かつ、（先行給付金）、（追加給付金）、（一括給付金）又は（クーポン給付）の受給者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者 ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者 イ 令和3年9月30日において高校生等を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生等を養育している者（所得額が令第1条に規定する額未満の者に限る。） （※4）10万円相当額から、申請者が既に給付金を受け取った又は費消した額を、申請時の申告に基づいて控除した額</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>子育て世帯への臨時特別給付は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援する取組として実施するものである。今般、児童手当の仕組みを用いたことにより、対象児童の養育者であったにもかかわらず給付金を受け取れなかった者等に対しても、子育てを支援する目的で「支援給付金」の支給を行うこととした。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計への支援等の観点から給付される給付金であることを踏まえ、令和4年度税制要望後に制度かされた支援給付金についても、非課税措置を講ずる必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日） Ⅲ. 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動 2. 分配戦略 ～安心と成長を呼ぶ「人」への投資の強化～ （2）公的部門における分配機能の強化等 ② 「こども・子育て支援」の推進
	政策の達成目標	新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、我が国の子供たちを力強く支援すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	支援給付金の支給実績は下記のとおり（令和4年5月31日時点の速報値） ・支給完了人数（児童数）：28,383人
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・令和3年度コロナ予備費（11/26）：7,311億円 ・令和3年度第1次補正予算：12,162億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	令和4年度税制改正において、上記を財源として給付対象（令和3年末時点）に給付される給付金について非課税措置が講じられている。本要望は、令和4年2月の支給対象の見直しに伴う拡充分についても非課税措置を求めるもの。
	要望の措置の妥当性	本給付金の支給対象者について、一律に非課税措置を講ずる観点から妥当である。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	令和4年度税制改正要望において、本非課税措置を要望。